



民生委員・児童委員の候補者探しに携わるみなさま

ありがとうございます言葉がうれしい！

見守りを続けた方が転居されると、わざわざ家まで訪問していただき、「これまでありがとう。民生委員さんがいることで励まされました。」と言っていました。

民生委員・児童委員は、温もりのある地域のために欠かせぬ存在であると思います。



人生を豊かにしてくれました。

自治会長でもある学生時代の同級生から頼まれて、民生委員・児童委員になりました。民生委員・児童委員は民児協に所属するため、活動のなかで困りごとがあっても、相談する相手がいて安心できました。多くの仲間を支えられ、人生が豊かになったと感じています。



関係機関との連携が心強かった。

民生委員・児童委員になるまであまり地域との関わりがなく不安を感じていましたが、行政や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどがさまざまな場面でバックアップをしてくれて安心しました。みんなで地域をつくるということを実感できました。



民生委員・児童委員候補者への説明時には、全国民生委員児童委員連合会(全民児連)が作成している各種パンフレット(有償頒布)もあわせて活用いただければ幸いです。

お問い合わせは下記まで

■浜松市民生委員児童委員協議会 事務局(浜松市社会福祉協議会 地域支援課内)

〒432-8035 浜松市中央区成子町 140-8 浜松市福祉交流センター 2 階
TEL 053-453-0580 FAX 053-452-9218
HP <https://hamamatsu-syakyou.jp/minjikyou/>



〈HP〉

■浜松市健康福祉部 福祉総務課

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2 浜松市役所本館 3 階
TEL 053-457-2326

探してください！

地域の身近な相談相手

～民生委員・児童委員～



Q. 民生委員・児童委員とは

A. 地域を見守り、
地域住民の立場にたって相談に応じる、
「地域の身近な相談相手」です。

厚生労働大臣から委嘱される「民生委員」は、自らも地域住民の一員として、高齢者や障がいのある方の見守り、子どもたちへの声かけなどを行う社会福祉の増進に努める人たちで、「児童委員」を兼ねています。また、民生委員・児童委員は非常勤で特別職の地方公務員であり、生活上のさまざまな心配ごとの相談に応じ、その内容に合わせて必要な支援が受けられるよう地域の専門機関に“つなぐ”役割を担っています。ただし、「つなぎ役」であり、専門職ではありませんので、具体的な生活支援や金銭の取り扱いを伴う支援を行う立場にはありません。

Q. 主任児童委員とは

A. 子どもや子育てに関することを
専門に担当する児童委員が
主任児童委員です。

児童委員のなかでも、とくに子どもや子育て家庭に関することを専門に担当するのが主任児童委員です。担当区域をもたず、学校や児童委員と連携しながら子育て支援や、児童健全育成活動などに取り組んでいます。全国で約2万人が活動しています。

なお、主任児童委員の「主任」は職位ではなく、子どもに関する支援を「主に任ずる」という意味があります。



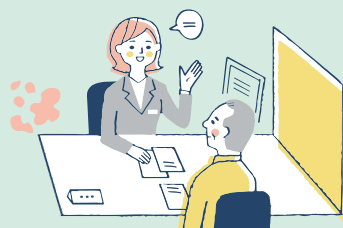
探してください！

地域の身近な相談相手 ～民生委員・児童委員～

制度について

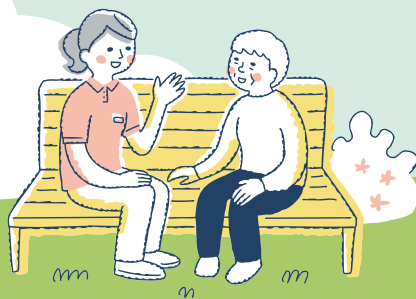
全国共通の制度として、すべての住民が民生委員・児童委員の相談や支援を受けられるよう、厚生労働大臣が定めた基準(一定の世帯数ごと)をふまえつつ、市町村(特別区を含む。以下同じ)ごとに定数が定められています。民生委員・児童委員は給与の支給はなく(無報酬)、ボランティアとして活動しています。ただし、委員活動に必要な費用(電話代や交通費など)の一部は、「活動費」として支給されます。

民生委員法に規定された要件を満たす人が、市町村に設置された民生委員推薦会によって都道府県知事に推薦され、都道府県知事は都道府県に設置された地方社会福祉審議会に意見を聴いた後に厚生労働大臣に推薦、厚生労働大臣が委嘱します。



守秘義務

民生委員・児童委員には、地域住民に安心して相談をしてもらえるよう、民生委員法第15条により「守秘義務」が課せられています。相談内容や個人情報、プライバシーに関することが他にもれることはありません。なお、民生委員・児童委員(主任児童委員含む)は退任後も守秘義務を負います。



向いている方

- ✓ 人と関わるのが好きな方
- ✓ 地域のために何かしたいと考えている方
- ✓ 委員活動を行うにあたって健康上支障のない方



活動している民生委員・児童委員の多くは、「自分が暮らす地域の力になりたい」「まちに恩返しをしたい」と思っています。地域のために、同じ志をもつ仲間と活動できる方をご紹介します。なお、候補者に関する要件等の詳細は、お住まいの自治体の担当者にご確認ください。

仕事をしながら活動する方もたくさんいます！

仕事をしながら活動する民生委員・児童委員は増加傾向にあります。

民生委員・児童委員は活動日が決められているわけではありません。都合のつく範囲で無理のない活動ができるよう取り組んでいます。地域によりますが、たとえばこんな工夫をしています！

- ▶ 委員同士の連絡にSNSやメールを活用
- ▶ 民児協の定例会を参加しやすい時間等に工夫して実施
- ▶ 困ったときは先輩委員や行政、社協に相談できる環境づくり



ご紹介いただくうえでの留意点

民生委員・児童委員は、地域住民や関係機関の方がたと信頼関係を築くことが重要であるため、可能な限り継続的な活動をお願いしたいと考えています。候補者を探す際に知っておいていただきたい以下のことについてもご注意ください。

民生委員・児童委員の任期は1期3年です

任期途中で退任された方の後任は、前任者の任期を引き継ぎます。

活動内容は地域によってさまざまです

民生委員・児童委員活動は地域住民の見守りや民児協(同じ地域の民生委員・児童委員の組織)の定例会・研修会出席、自治会や社協などの関係機関・行政との連携などさまざまです。

継続した活動には周囲の理解が必要です

上記のとおり、民生委員・児童委員はさまざまな活動をしています。活動に際しては、ご家族をはじめ、自治会などの地域活動団体、働いている方は会社や上司等の理解が必要不可欠です。

現役の民生委員・児童委員と相談してください

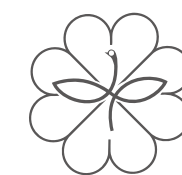
地域で活動する民生委員・児童委員や民児協会長など、現役の民生委員・児童委員にも相談しながら候補者を探してください。

候補者探しに際してお困りの際は地区民児協へご連絡ください

候補者探しでお困りの際は、お住いの地域の地区民児協会長にご相談ください。

民生委員・児童委員のマーク

現在のマークは1960(昭和35)年に公募で選ばれたものです。幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。



民生委員・児童委員のマーク